

# 妊娠・出産のときに 手続きをすればもらえるお金

妊娠中や出産でかかった費用の一部が、一時金や手当として支給されたり、確定申告で戻ってきたりします。

## 出産費融資制度

健康保険から、出産前にお金を貸してもらえる制度です。出産後に支給される「出産育児一時金」の前借りのような形をとっています。

加入している保険会社によっては、この制度の適用がないところもあり、また適用がある場合も保険会社、組合によって融資してくれる条件、金額などが異なりますので、詳しくは、健康保険証に記載されている保険会社、組合にお問い合わせください。(要申請)

## 確定申告(医療費控除)

1年間に支払った医療費(「医療費の具体例」参照、保険などで補われた金額を除きます)が原則10万円を超えた場合には、その超えた部分の金額を対象として、すでに納めている所得税および復興特別所得税から税率に応じた税額が還付される場合があります。

**対象**●その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費

**申告時期**●原則、翌年2月16日から3月15日まで。給与所得者のかたの医療費控除の還付申告書は、1月から提出できます。

**申告場所**●住まいを管轄する税務署  
ご自宅のパソコン、または、スマートフォン・タブレット端末で、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の確定申告書等作成コーナーから、簡単に申告書を作成し、送信(もしくは、印刷して提出)することもできます。

**必要なもの**●確定申告書、医療費控除の明細書、源泉徴収票、通帳、マイナンバーカード(または番号確認書類および身元確認書類)

**問い合わせ**●川崎西税務署 ☎ 044-965-4911  
麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎3F  
小田急線 新百合ヶ丘駅より徒歩3分

### 医療費の具体例

- 妊娠中の定期健診・検査代などの医療費
- 通院の交通費  
(マイカー通院の場合のガソリン代・駐車場代は認められない)
- 治療に必要な薬代
- 入院時のタクシー代
- 分娩費
- 入院代
- 不妊治療費



## 出産育児一時金

妊娠・出産は病気ではないので、正常分娩の場合は健康保険が適用されません。そこで、出産費用の経済的負担を軽減する制度がこの「出産育児一時金」です。支給金額は加入している健康保険によって異なります。標準は50万円(妊娠12週(85日)以上の死産・流産の場合も支給)です。

手続き方法には、「出産育児一時金直接支払制度」を利用する場合としない場合があります。

※直接支払制度とは、出産一時金を出産に要した費用の支払いに充てる制度で、保険者(川崎市、会社の健康保険など)が直接、医療機関などに支払います。

### 直接支払制度利用の場合

申請先●出産を予定している医療機関など

必要なもの●健康保険証、印鑑

注意●医療機関などと制度を利用することについて事前の合意が必要です。

### 直接支払制度を利用しなかった場合や、直接支払制度を利用しても、出産費用が50万円未満で差額が受け取れる場合

申請先●各保険者(川崎市、会社の健康保険など)

必要なもの●※川崎市の国民健康保険加入者が出産した場合

被保険者証、母子健康手帳、印鑑、合意文書、領収・明細書、振込先の金融機関・支店名・口座番号がわかるもの(世帯主名義)

問い合わせ●川崎市の国民健康保険に加入しているかた

多摩区役所 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 044-935-3164

●会社などの健康保険に加入しているかた

勤務先または加入している健康保険組合など

## 出産手当金

被保険者が出産のために仕事を休み、そのあいだの給与を受けられないときの休業補償として、加入している健康保険から支給される手当のこと。

(川崎市国民健康保険加入のかたには、支給はありません)

問い合わせ●勤務先または加入している健康保険組合など

## 入院助産制度

川崎市にお住まいで保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊産婦のかたを対象に出産費用を援助する制度です。この制度の適用を受けるためには、指定医療機関で出産する必要があります。

対象は①生活保護受給中のかた

②当該年度分の市民税非課税の世帯

③①を除き、当該年度分の市民税均等割の額のみ課税世帯など。ただし健康保険から出産一時金が支給されるかたは、対象となりません。

※出産後の申請は対象となりません。

※妊婦健診未受診の場合、医療機関から断られる場合があります。

問い合わせ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3101

# 出産後の届出・手当・助成金

赤ちゃんが生まれたら、いろいろな「届出」「申請」などの手続きが必要になります。どんな制度があって、どこに問い合わせればいいのかを知っておきましょう。

## 届出

### 出生届

赤ちゃんが生まれたら、誕生日を含む14日以内に、出生届を多摩区役所区民課に出します。住所地以外では、出生地や本籍地の市区町村役場でも届出ができます。

#### 届出に必要なもの

・出生証明書 ・母子健康手帳  
申請・問い合わせ●多摩区役所 区民課住民記録第3係 ☎ 044-935-3156

### 出生届 連絡票

誕生日から14日以内に多摩区役所地域支援課に提出します。この連絡票は、赤ちゃんの訪問や乳幼児健診などのために必要です。問い合わせ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3264  
提出方法などについて、詳しくは川崎市ホームページをご確認ください。  
<https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000028247.html>



## 手当

### 児童手当

15歳到達最初の年度末まで（中学校修了前）の子どもを養育している場合、申請することができます。支給の開始は申請月の翌月分からです。生計の中心者（所得の高い者）が受給者となります。公務員のかたは勤務先で申請してください。申請は、出生または、転入の翌日から15日以内におこなってください。詳しくはお問い合わせください。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 区民課住民記録第2係 ☎ 044-935-3152

## 医療費の助成と給付

### 小児医療費 助成制度

子どもの医療費のうち、健康保険診療分の自己負担額を助成します。  
助成の内容 0歳～中学校3年生 入院・通院分（医療証を交付）  
申請・問い合わせ●多摩区役所 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 ☎ 044-935-3328

### 療育医療 給付

18歳未満の子どもが結核にかかり、その治療に特に長期間を要すると医師によって認められた場合に、指定医療機関での入院治療費を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3297

### 小児慢性特定 疾病医療給付

国が定めた慢性疾病にかかっている18歳未満の子ども（継続の場合は20歳到達まで）が、指定医療機関において治療を受けている場合に、健康保険診療分の自己負担額を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3297

## 小児ぜん息患者 医療費支給制度

20歳未満のお子さんが、小児ぜん息（気管支ぜん息、またはぜん息性気管支炎）の診断により、医療機関で治療を受けた場合の保険医療費の自己負担額を助成します。川崎市内に引き続き1年以上（3歳未満は6か月以上）住所があり、何らかの健康保険に加入していることが条件となります。助成を受けるには、あらかじめ申請し、受給証の交付を受ける必要があります。

なお、新規申請の受付は令和6年3月31日で終了します。令和6年4月1日時点で有効な受給証をお持ちのかたについては、現在お持ちの受給証の有効期限が切れる前に延長申請をしていただければ、最長で令和8年3月31日までお使いいただけます。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 地域ケア推進課 ☎ 044-935-3301

## 養育医療

体重が2,000g以下で生まれた場合など、からだの発育が未熟なまま出生した子どもが、「指定養育医療機関に入院して養育を受ける必要がある」と、医師によって認められたとき、健康保険診療分の自己負担額を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。

申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3297

## そのほか

## 育児休業給付金

育児休業中、給与が通常時の80%未満になった場合に、雇用保険から支給されるものが「育児休業給付金」です。受給には一定の要件を満たす必要があります。

産休明け（＝休業開始）から6か月までは産休前の賃金の67%、休業開始から6か月以降は産休前の賃金の50%が給付されます。また、産休・産休中は健康保険料や厚生年金保険料などの社会保険料が免除されます。

「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育休を取得し育休を延長）」利用の場合の給付もあります。

申請・問い合わせ●勤めている会社の担当窓口、ハローワークへ

## 産前産後期間の免除制度 国民年金保険料の

国民年金第一号被保険者のかたは、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が届出により免除されます。

出産予定日の6か月前から届出ができ、産後も届出ができます。

なお、産前産後期間の免除制度は保険料が免除された期間も保険料を納付したのとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産・流産・早産されたかたを含みます）。

届出・問い合わせ●多摩区役所保険年金課国民年金担当 ☎ 044-935-3165



# 出産後の届出・手当・助成金

## ひとり親家庭

ひとり親家庭等  
医療費助成制度

母子・父子・養育者家庭など健康保険診療分の自己負担額を助成します。ただし、家庭要件、年齢制限、所得制限などがあります。

申請・問い合わせ●多摩区役所 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 ☎ 044-935-3328

児童扶養手当

離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている家庭、または父母不在により父母に代わって養育しているかたに支給。所得により支給されないこともあります。

手当額 児童1人のとき▶月額44,140円～10,410円（支給額は所得により異なります）

児童2人のとき▶1人目の額に最大10,420円を加算

児童3人以上のとき▶3人目からは1人増すごとに最大6,250円を加算

申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3297

災害遺児等  
福祉手当

災害により、児童の父または母などが死亡、または体に重度の障がいをもつこととなった場合、その児童を扶養している保護者に対して、手当を支給します。

手当額 18歳未満の児童1人につき 月額 3,000円

申請窓 口●多摩区役所 区民課住民記録第2係 ☎ 044-935-3152

問い合わせ●こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当 ☎ 044-200-2674

## ●ひとり親家庭の相談（手当・貸付に関する相談が受けられます）

●多摩区役所 児童家庭課  
手当・貸付に関する相談

☎ 044-935-3297

月～金曜 8時30分～12時、13時～17時 貸付の相談は要予約  
児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの相談。

川崎市母子・父子福祉センター  
サン・ライヴ  
法律相談  
生活家計相談

☎ 044-733-1166 ※離婚前のかたも可

●法律相談：女性弁護士による離婚、親権、養育費などに関する相談。  
第2金曜 17時～20時・奇数月 第4金曜 13時30分～15時（対面1人25分）  
●生活家計相談：1級ファイナンシャルプランナーによる暮らしとお金の相談。  
奇数月 第2土曜 13時30分～15時（対面1人30分）  
いずれも1か月前より電話で予約。

## ●ひとり親家庭サポートガイドブック

ひとり親家庭のかたに役立つ制度や施設などの情報を掲載しています。

「まなざし ひとり親家庭サポートガイドブック」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000109722.html>



## ●ひとり親家庭応援メルマガ

支援制度やイベント情報などのひとり親家庭応援メールを配信しています。

読み取り後、  
空メールを  
送信してください。



## ●川崎市ひとり親家庭など 日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）

（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会  
川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

☎ 044-733-1166 FAX 044-733-8934

●無料 回数制限あり

川崎市在住の母子家庭・父子家庭、寡婦のかたが、一時的な事由で日常の家事や育児などができないときに、家庭生活支援員を派遣する事業。面談による事前登録が必要。

障がいのある子ども

自立支援医療  
(育成医療)  
の給付

からだに障がいがある、あるいは放置すると障がいの残る恐れがあると診断された18歳未満の子どもが、自立支援指定医療機関において治療を受け、確実な治療効果がある場合は、健康保険診療分の自己負担額を助成します。保護者の所得に応じた自己負担があります。制度のご利用にあたり、事前申請が必要となります。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 児童家庭課 ☎ 044-935-3297

自立支援  
(精神)医療

通院により、継続的に精神医療を受ける場合に、自己負担額を軽減します。てんかんも該当します。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 精神保健係 ☎ 044-935-3324

特別児童  
扶養手当

重度、中度の障がいをもった20歳未満の子どもを養育しているかたに支給。ただし、所得制限があります。また、施設に入所しているときや、児童が障がいのため厚生年金などの公的年金を受けることができる場合には、この手当を受けることはできません。  
手当額 重度の場合 1人につき 月額 53,700円 (R5.4月～)  
中度の場合 1人につき 月額 35,760円 (R5.4月～)  
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302  
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

障害児  
福祉手当

在宅の20歳未満の重度障がい児で、日常生活に常時介護を必要とするかたに支給。ただし、所得が一定の額を超える場合や施設に入所しているかたなどは支給されません。  
手当額 月額 15,220円 (R5.4月～)  
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302  
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

障害手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3種類の障害手帳があり、障がいの種類や程度により福祉制度が利用できます。取得のためには諸手続きがありますので、まずはお問い合わせください。  
申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302  
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

ほかにもさまざまな支援の制度があります。  
「かわさき子育てガイドブック」第8章(冊子、ホームページ)をご参照ください。  
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-26-0-0-0-0-0-0-0.html>



●障害児・者移動支援事業(移動支援)

屋外での移動が困難な障がい児(者)に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援をおこないます。市内に居住する障がい児(者)で、原則として、学齢児以上がご利用できます。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ●多摩区役所 高齢・障害課 障害者支援係(身体・知的) ☎ 044-935-3302  
精神保健係(精神) ☎ 044-935-3324

地域情報

●障がい児(者)サポートサービス事業

特定非営利活動法人  
療育ねっとわーく川崎

多摩区登戸 2981

☎ 044-930-0160 FAX 044-930-0128

●障害者総合支援法および児童福祉法で運営。  
詳しくはお問い合わせください。

障がい児(者)をもつご家族を支えるためのネットワーク。「サポートセンターロンド」では障がい児(者)サポートサービス事業をおこなっています。無料相談、病院・学校・療育センターなどへの付き添い、ヘルパー派遣、障がい児(者)通園など。

# 子どもの健康診査

お子さんの成長を見守るシステムとして、乳幼児健診があります。必ず受けるもの(無料)と任意のもの(有料)、また、集団でおこなうものや、個別におこなうものなど、健診によって異なります。受けるときは、必ず母子健康手帳を持っていきましょう。

## 必ず受ける健診

多摩区役所  
地域まもり支援センター  
(福祉事務所・保健所支所)

### 1歳6か月児健診

身体測定、発育や発達について診察、歯科健診、相談(育児・栄養)

### 3歳児健診

※3歳6か月時点で実施

身体測定、発育や発達について診察、歯科健診、相談(育児・栄養)

市内協力医療機関で

3～4か月児健診・7か月児健診・5歳児健診は医療機関で実施される無料(公費負担)の健診です。詳しい内容や実施日時については、各医療機関にお問い合わせください。

## 任意の健診

医療機関で

1歳児健診・2歳児健診は、全額自己負担(有料・健康保険も適用されません)になります。「受ける」「受けない」は各ご家庭で判断してください。詳しい内容や実施日時については、各医療機関にお問い合わせください。

※1か月児健診は、出産した医療機関で必ず受けてください。費用は自己負担です。

## 健診時の持ちもの

月齢、年齢により違いますが、参考にしてください。

- ◎ 母子健康手帳・健診の案内・問診票・バスタオル・替えのおむつ・念のために着替え(哺乳ビン・粉ミルク)・ガーゼ・タオル・消毒液・ビニール袋2枚くらい・そのほかいつも外出時に持っていくもの。
- ◎ あらかじめ記入できる書類は記入していきましょう。



健康診査の流れ

乳幼児健康診査	実施場所・方法	通知方法・申込み	費用	備考
1か月児健診	医療機関 (個別)	各医療機関に お問い合わせを	任意 (有料)	
3～4か月児健診	市内協力 医療機関 (個別)	封書で個別通知	無料	3か月半～ 4か月半の間に 受けること
7か月児健診	市内協力 医療機関 (個別)	封書で個別通知	無料	6か月半～ 7か月半の間に 受けること
1歳児健診	医療機関 (個別)	各医療機関に お問い合わせを	任意 (有料)	
1歳6か月児健診	多摩区役所 地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) (集団)	日程は封書で個別通知	無料	歯科健診あり
2歳児健診	医療機関 (個別)	各医療機関に お問い合わせを	任意 (有料)	
3歳児健診 ※3歳6か月時点で実施	多摩区役所 地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) (集団)	日程は封書で個別通知	無料	歯科健診あり
5歳児健診	市内協力 医療機関 (個別)	封書で個別通知	無料	5歳の誕生日 から2か月以内 に受けること

\*任意(有料)の健診は、全額自己負担となります。

料金・内容・日時などの詳しい内容については、直接医療機関にお問い合わせください。

※10か月児の健診は、7か月児で経過観察が必要になったかたのみが受診対象。  
(医療機関からの指示があります。)

乳幼児健診の問い合わせ ● 多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3264

# 多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の 離乳食・幼児食教室

離乳食って何のためにあるの？ どんなものをつくればいいの？ なかなか食べてくれない・など、離乳食の疑問や不安を解消したいときは、こんな教室を利用してみましょう。離乳食や幼児食のすすめ方、レシピなどを教えてもらえます。

## 離乳食教室 ステップ1

- 対 象●生後4～6か月のお子さんと保護者  
日 時●原則第1・2木曜午前  
持 ち 物●母子健康手帳・筆記用具・バスタオル  
申 込 み●要予約(ホームページ、電話または来所)

## 離乳食教室 ステップ2

- 対 象●生後7～8か月のお子さんと保護者  
日 時●原則偶数月 第3水曜午前  
持 ち 物●母子健康手帳・筆記用具・抱っこひも  
申 込 み●実施前月の10日より要予約(電話または来所)

## 幼児食教室

- 対 象●生後12～15か月のお子さんと保護者  
日 時●原則奇数月 第3水曜午前  
持 ち 物●母子健康手帳・筆記用具  
申 込 み●実施前月の10日より要予約(電話または来所)

離乳食・幼児食教室について、詳しくはホームページをご確認ください。  
”多摩区離乳食教室”と検索してください。

問い合わせ●多摩区役所 地域支援課 ☎ 044-935-3117

## コラム

### 乳幼児の食事



- ・離乳食から素材の味をいかし、薄味でおいしく食べる習慣をつくりましょう。
- ・子どもの食事づくりは、大人の食事から取り分けてつぶしたり味付けを薄めたりするなど工夫すると、手間がかかりません。
- ・離乳食の回数や量、すすみ具合は子どもそれぞれで異なります。体調によっても食欲は変わり、いつでも同じ量を食べるとは限りません。様子を見ながら少しずつすすめましょう。
- ・家族と一緒に食べる、お父さんやお母さんがおいしそうに食べる様子を見せるなど、楽しい食事の時間の共有を心がけましょう。
- ・子どもの胃腸は小さいので、一度にたくさん食べられません。水分補給はこまめに。幼児の時期はおやつも食事の一部と考えて栄養を補えるものがよいので、果物、芋類、牛乳などがおすすめです。おやつ＝お菓子ではありません。

# 多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の 子どもの歯科相談

歯が生えるのが遅い、歯みがきはいつからはじめるの？ 歯みがきを嫌がるときはどうしたらいいの？ など、お子さんの歯のことで疑問や質問があるときは、下記の歯科相談を利用しましょう。このほか、1歳6か月児健診と3歳児健診の乳幼児健診のときに歯科健診がおこなわれます。

## スマイル歯みがき教室

歯科衛生士によるお口の健康相談と歯みがき実習。

対 象 ● 就学前のお子さんと保護者

日 時 ● 第2金曜 受付9時20分～10時40分

持ち物 ● 母子健康手帳、歯ブラシ、バスタオル

予約方法や日程、来所される際の注意事項など、詳しくは川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000035458.html>



川崎市 乳幼児歯科



で検索!

問い合わせ ● 川崎市健康福祉局保健医療政策部 歯科保健政策担当

☎ 044-201-3182

コラム

むし歯予防の  
ポイント



むし歯予防のポイントは、「歯みがき」「規則正しい食生活」「フッ素の効果的な利用」です。

歯みがきの習慣づけは、お子さんの首、顔、口の周りをやさしくふれたり、口をのぞくなど、スキンシップの中でスタートしましょう。歯みがきを嫌がるときは、食後にお茶や水を飲ませ、口の中を洗い流しておくことも有効です。

また、おやつはダラダラ食わずに1日1～2回などと決め、規則正しい食生活を送みましょう。

フッ素は、歯の質を強くします。かかりつけ歯科医で定期的に塗布したり、ホームケアとしてフッ素入りのジェルや歯磨き剤を使用するのもよい方法です。

生後2か月ごろに「予防接種と子どもの健康」という冊子が送付されます。予防接種前には、この冊子に目を通し、その必要性、効果および副反応について理解したうえで、スケジュールを組み立て、接種を受けましょう。

また、予防接種制度は、変更されることがありますので、国立感染症研究所のホームページやかかりつけ医などを情報源に、最新の制度を確認してください。予診表の紛失や予防接種に関してご不明な点がございましたら、上記の予防接種コールセンターまでお問い合わせください。



## 予防接種スケジュール(0歳～7歳半)

感染症はかからないように予防することが大切です。適切な時期に予防接種を受けることによって、重症化を防いだり、かかりにくくしたりすることができます。定期予防接種と任意予防接種があり、どちらも市内の個別協力医療機関で受けることができます。定期予防接種は無料、任意予防接種は有料です。

新型コロナウイルスの小児接種については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

無料を受けられる期間 (赤色) 任意予防接種 (有料) (緑色)

年齢	接種回数	年齢															
		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	8か月	10か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	
定期 予 防 接 種	生	① ②	1回目は生後6週以後、2回目は4週以上の間隔をあけて生後24週までに完了(1回目の接種は生後14週6日までに行うことが推奨されています)														
		① ② ③	1回目は生後6週以後、2回目、3回目は4週間以上の間隔をあけて生後32週までに完了(1回目の接種は生後14週6日までに行うことが推奨されています)														
	不	① ② ③	④	5歳(60月)に至るまで													
	不	① ② ③	④	5歳(60月)に至るまで													
	不	① ②	③	1歳に至るまで													
	不	① ② ③	④	7歳6か月(90月)に至るまで													
	生	①	1歳に至るまで														
	生	① ②	1歳になったらすぐ受けましょう!														
	生	① ②	生後24月に至るまで														
	生	① ②	生後36月に至るまで														
	不	① ② ③	7歳6か月(90月)に至るまで														
	任意 予 防 接 種	生	2回接種														

(生)：生ワクチン (不)：不活化ワクチン

②：丸数字は何回目の接種かを表します。

・「生後〇か月に至るまで」「〇歳に至るまで」とは、誕生日の前日まで接種ができるという意味です。  
 ・予防接種を受けた後、同じ種類の予防接種を受けるためには決められた期間をあげなければなりません。  
 ・注射生ワクチンを受けた後、次に注射生ワクチンを受けるためには27日以上をあげなければなりません。  
 (4週間後の同じ曜日から接種可能)

予防接種の種類とおすすめの接種時期

種類		接種回数	おすすめの接種時期	ワクチンタイプ	
Hib感染症 (ヒブワクチン)	初回接種	3回	生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始 2回目及び3回目は前回の接種から27日(医師が必要と認めた場合は20日)から56日の間隔をおき、生後12か月までに終了するように受けてください。	不活化ワクチン	
	追加接種	1回	初回接種終了後、7か月から13か月の間		
小児の肺炎球菌感染症	初回接種	3回	生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始 2回目及び3回目は前回の接種から27日以上の間隔をおき、生後12か月に至るまでに終了するように受けてください。	不活化ワクチン	
	追加接種	1回	生後12か月から15か月に至るまでの間 生後12か月以降に、初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて受けてください。		
B型肝炎		3回	生後2か月から9か月に至るまでの間 27日以上の間隔をおいて2回接種し、1回目から139日以上の間隔をおいて3回目を接種します。	不活化ワクチン	
ロタウイルス		2回 又は 3回	初回接種は生後2か月から生後14週6日までに開始 2回目及び3回目は、前回の接種から4週間以上の間隔をおいて受けてください。	生ワクチン (接種に使用できるワクチンが2種類あり、使用するワクチンによって接種回数が異なります。)	
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ 1期：DPT-IPV (4種混合) 2期：DT (2種混合)	1期	初回	3回	生後2か月から12か月に達するまでの間 2回目及び3回目は前回の接種から20日から56日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1回	1期初回終了後、12か月から18か月の間	
	2期	1回	11歳		
BCG(結核)		1回	生後5か月から8か月に達するまでの間	生ワクチン	
麻疹 風しん (MR)	1期	1回	1歳になったらすぐに受けましょう	生ワクチン	
	2期	1回	小学校入学前の1年間 (4月1日から翌年3月31日まで)		
水痘(水ぼうそう)		2回	生後12か月から15か月の間に1回目、1回目接種後、6か月から12か月までの間隔をおいて2回目を受けてください。	生ワクチン	
日本脳炎	1期	初回	2回	3歳 2回目の接種は前回の接種から6日から28日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1回	4歳 初回(2回)終了後、おおむね1年(11か月~13か月)後	
	2期	1回	9歳		
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPVワクチン)		2回 又は 3回	13歳となる日の属する年度(中学1年生相当) ※対象は女性のみです。 ※接種に使用できるワクチンは、2価、4価、9価の3種類です。 使用するワクチンや接種開始の年齢によって、接種間隔、回数が異なります。	不活化ワクチン	

川崎市にお住まいの方には、おすすめの接種時期に個別通知をお送りしています。

※母子感染予防として、出生後に抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合、健康保険の適用となり、B型肝炎の定期予防接種の対象とはなりません。2回目及び3回目の接種も同様です。詳しくはかかりつけの医療機関にお問い合わせください。

※新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種は可能ですが、その他のワクチンは同時接種できません。

※原則2週間以上の間隔をおいてください。(2023.10.2現在)

原則2週間以上の間隔をおいてください。(2023.10.2現在)

# 医療情報を得る

乳幼児のケガや病気は待たなし。開いている医療機関はどこ？ 様子を見ていて大丈夫？ 情報を提供してくれたり、病院に行くかどうかの判断の助けになってくれたりする電話窓口、インターネットサービスの情報です。緊急時にご利用ください。

## 電話で

### ●川崎市救急医療情報センター

24時間 365日対応（これから診療を受けたいというときに利用できます）

オペレーターによる案内 ☎ 044-739-1919	お問い合わせ時間に診療をおこなっている近くの医療機関を案内してもらえます。医療機関によっては受け入れてくれるかの確認してもらえます。確認してもらった場合は必ず受診してください。 ※歯科の紹介、医療相談はおこなっていません。
音声による自動応答案内 ☎ 044-739-3399	コンピューターによる音声ガイダンスで、お問い合わせ時間に診療をおこなっている医療機関を案内してもらえます。（歯科を除く）

### ●かながわ小児救急ダイヤル 毎日18時～翌朝8時

市外局番が042以外の プッシュ回線、携帯電話のかた ☎#8000	夜間、お子さんの急な体調の変化や病状について、すぐに医療機関を受診させたほうがよいかどうか、保護者などが判断に迷ったときに、看護師などが電話で必要な助言をおこないます。（この電話相談は、助言をおこなうものであり、電話による診断・治療をおこなうものではありません）
市外局番が042、 ダイヤル回線、IP電話のかた ☎ 050-3490-3742	

## インターネットで

### ●ホームページ「かわさきのお医者さん」

パソコン <http://www.iryu-kensaku.jp/kawasaki/>  
スマートフォン <http://www.iryu-kensaku.jp/kawasaki/smartphone/>  
携帯電話 <http://www.iryu-kensaku.jp/kawasaki/mobile/>

診療科目・診療日・地域・最寄り駅・目的別などで、川崎市内の医療機関を検索することができます。（歯科を除く）



### ●ホームページ「こどもの救急」（公益社団法人日本小児科学会監修）

<http://kodomo-qq.jp/>  
夜間や休日などの診療時間外に、生後1か月～6歳の子どもの具合が悪くなったとき、病院を受診するかどうかの判断の目安を提供しています。



### ●ホームページ「川崎市救急受診ガイド」

<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000068776.html>  
病院に行く？ 救急車を呼ぶ？ 迷ったときにご利用ください。



## 移手段

### ●サポート救急（川崎市救急医療情報センター） ☎ 044-739-1919

交通手段がないかたが病院に行く場合に、民間救急車やタクシーを案内してもらえます。（移送料金は有料） ※緊急性がある場合は、迷わず救急車を要請してください。

# 休日・夜間・救急の医療機関など

大人に比べて抵抗力のない子どもの病気は、病状が急変することも多く、あなどれません。「いつもと様子が異なって何かおかしい」と感じたらすぐに受診できるようにしておきましょう。健康保険証は必ず持参してください。必要だと判断したら迷わず救急車を呼びましょう。

病院に行くかどうか判断に迷ったら、「かながわ小児救急ダイヤル」で確認を。

## 夜間や休日に急病になったとき

### ●多摩休日夜間急患診療所(内科)

多摩区登戸1775-1  
☎ 044-933-1120

【診療】 夜間(年間毎日)

18時30分～22時30分

日曜・祝日、年末年始(12/30～1/3)

9時～11時30分、13時～16時

### ●川崎市北部小児急病センター(小児科)

(多摩休日夜間急患診療所内)

☎ 044-933-1120

【診療】 夜間(年間毎日)

18時30分～翌朝5時30分

日曜・祝日、年末年始(12/30～1/3)

9時～11時30分、13時～16時



## 救急外来のある医療機関

※必ず電話をして受け入れ状況および行き方を確認してください。

### ●川崎市立多摩病院

多摩区宿原1-30-37  
☎ 044-933-8111  
(内科、外科、小児科ほか)  
小田急線・JR南武線  
登戸駅より徒歩3分



<https://tama.marianna-u.ac.jp/index.html>

### ●総合高津中央病院

高津区溝口1-16-7  
☎ 044-822-6121  
(内科、外科、小児科ほか)  
東急溝の口駅東口、  
JR武蔵溝の口駅北口より  
徒歩5分



<https://www.takatsuhosp.or.jp/>

### ●稲城市立病院

東京都稲城市大丸1171  
☎ 042-377-0931  
(内科、外科、小児科ほか)  
JR南武線南多摩駅南口より徒歩約8分



<https://hospital.inagi.tokyo.jp>

### ●聖マリアナ医科大学病院

宮前区菅生2-16-1  
☎ 044-977-8111  
(内科、外科、小児科ほか)  
小田急線向ヶ丘遊園駅より  
小田急バス「あざみ野  
駅行」で15分～20分、  
「聖マリアナ医科大学」下車  
小田急線生田駅または百合ヶ丘駅  
より小田急バス「聖マリアナ医科  
大学行」で15分～20分、終点下車



<https://www.marianna-u.ac.jp/hospital/>



### ●新百合ヶ丘総合病院

麻生区古沢都古255  
☎ 044-322-9991  
(内科、外科、小児科ほか)  
小田急線新百合ヶ丘駅よりバス(約5分)など



<https://www.shinyuri-hospital.com>

### ●国立成育医療研究センター(小児救急)

東京都世田谷区大蔵2-10-1  
☎ 03-3416-0181



<https://www.ncchd.go.jp/>

## GWや年末年始に急に歯が痛くなったり、口の中をケガしたとき

### ●百合ヶ丘歯科保健センター

麻生区高石4-15-5  
☎ 044-966-2261  
5月3日～5月5日および  
12月30日～1月3日のみ診療  
9時～11時30分、13時～16時



日曜・祝日に診療をおこなっている歯科医院も増えています。ご近所の歯科医院を調べておくとよいですね。



# 誤飲の応急手当てと相談窓口

まずは予防として、誤飲しやすいものはお子さんの手の届かない場所に置きましょう。

## 誤飲

## 応急手当

## その後の対処

何を飲んだかによって対応が異なる。

### チェック項目

- ・本当に飲んだのか
- ・何を飲んだのか
- ・どれぐらい飲んだのか
- ・顔色など異変はないか

タバコ

▶ 何も飲ませずに吐かせる

弱酸性・弱アルカリ性のもの

▶ 水・牛乳や卵白を飲ませて吐かせる

灯油などの石油製品、トイレ用洗剤など強酸性・強アルカリ性のもの、針など鋭利なもの、ワックス、乾燥剤、殺虫剤など。

▶ 吐かせてはいけない

### 医療機関を受診

※誤飲の疑いのあるものを持っていく

## 誤飲誤食の相談窓口

中毒 110番	■一般専用電話 (情報提供料は無料)	☎ 072-727-2499 (大阪) ● 365日 24時間対応	化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒についての情報提供。 ※石ころ、ビー玉などの異物誤飲は除く。  公益財団法人 日本中毒情報センター <a href="https://www.j-poison-ic.jp">https://www.j-poison-ic.jp</a>
		☎ 029-852-9999 (つくば) ● 365日 9時~21時対応	
	■たばこ専用電話 (情報提供料は無料)	☎ 072-726-9922 ● 365日 24時間対応 自動音声応答による情報提供	

※誤飲に伴い呼吸困難が見られた場合には、すぐに救急車を呼びましょう。

## 【事故や災害に備えて受けられる講座】

- 救急救命・応急手当 ☎ 045-681-2123  
問い合わせ●日本赤十字社神奈川県支部 救護課
- ぼうさい出前講座 ☎ 044-200-2894  
問い合わせ●川崎市役所 危機管理本部
- 地域の防災 ☎ 044-935-3146  
問い合わせ●多摩区役所 危機管理担当
- 市民救命士養成講習 ☎ 044-366-8721  
問い合わせ●公益財団法人 川崎市消防防災指導公社



## 家庭での防災対策は万全ですか

### ●家の中の事前対策をしましょう。(地震の被害を軽減するために)

- 家具・食器棚などは壁面や天井面に固定し転倒を防ぎましょう。
- 部屋の出入口付近にはものを置かないようにしましょう。
- 家の耐震補強や感震ブレーカーの設置などをおこないましょう。

### ●地震のときの行動チャート(大地震発生後の行動)

- まずは自分の身(特に頭)の安全を確保しましょう。
- 声をかけあうなどして、家族の安全確認をしましょう。
- 防災無線・テレビなどで正確な情報を得ましょう。

### ●備蓄品

各家庭で自宅に3日～1週間分以上の食料や水を確保しておきましょう。

- 乳幼児の粉ミルク、離乳食、おやつ
- 飲料水(ひとり1日3リットルが目安)
- 保存食品(アルファ米、パックのごはん、缶詰、インスタント食品、アレルギー対応食)など

### ●非常持出品

赤ちゃん連れの場合は避難するときの安全を考えて、リュックに必要な最低限のものを用意しましょう。服やおむつは成長にあわせてサイズを入れ替えておきましょう。玄関や物置などすぐに取り出せる場所に保管しましょう。

- 懐中電灯 ○ウェットティッシュ ○モバイルバッテリー ○医薬品
- 服、下着 ○おむつ ○哺乳ビン・乳首 ○スリッパ ○生理用品
- タオル ○ビニールシート ○マスク ○消毒液 ○体温計
- 靴 ○雨具 ○笛 ○簡易トイレ ○ビニール袋 など
- ※カセットコンロ、ラップ、アルミ箔、使い捨てカイロなども役立ちます。
- ※お菓子・おもちゃ(絵本・折り紙・ぬりえなど)も役立ちます。



大地震が発生した場合、自分や家族を守るのは、あなたです。防災用品を用意したり地域の防災訓練などに参加したりして、いざというときに備えましょう。



## 役立つ防災情報を知っていますか

- 防災啓発広報紙「備える。かわさき」…日頃の備えについてまとめた情報誌
- 防災マップ・ハザードマップ…地域の防災拠点・リスクを掲載
- 川崎市に大地震が起きた日…大地震発生時に起こりうる状況をイラストでまとめた冊子
- かわさき防災アプリ…各種警報や災害情報、避難所開設などの情報を配信
- メールニュースかわさき…防災・気象・災害などの情報を配信
- 川崎市防災気象情報…天気予報・警報・注意報などの情報を配信
- 川崎市危機管理本部公式ツイッター…防災・気象・災害などの情報をツイート

問い合わせ・配布窓口 ●川崎市危機管理本部  
●多摩区役所危機管理担当

☎ 044-200-2794  
☎ 044-935-3146

## 家族の安否確認の方法を知っていますか

### ●災害用伝言ダイヤル『171』

- 大災害が発生したときに、被災住民の安否情報を確認できます。
- 固定電話や携帯電話をお持ちのかたであれば、あなたでもご利用できます。
- 毎月1日・15日・正月三が日、防災週間(8月30日～9月5日)、防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)に体験利用ができますので、事前に体験してみましょう。

※詳しくはNTTホームページをご覧ください。 <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>



今日はお父さんやお母さん、お子さんはそれぞれどこに出かけていますか？突然の災害時、家族と連絡が取れないととても心配になります。日頃から家族の行先や連絡先を聞いておくことも大切な防災対策です。